



～遺贈寄付～

美生会では、遺贈の相談を承っております。
通常寄付のほか、遺言書に基づく遺産の
全部あるいは一部を寄付する「遺贈」を受け付けております。

お寄せいただいた寄付は、当法人のご入居者、ご利用者が
安心、安全に生活を送れるよう、活用させていただきます。

～寄付の流れ～

遺贈内容の検討や遺言書の作成に際しては、弁護士、司法書士、
税理士などの専門家にご相談されることをお勧めします。

【一般的な流れ】

- ①遺言内容の検討 ②遺言書の作成・保管 ③寄贈寄付の実行

遺贈により寄付した財産の場合、相続税は課税されません。
(所得税法第78条第2項第3号該当する寄付)

その人らしく、美しく、楽しく

